

(仮訳)

プカンバル市での新型コロナウイルス対策における
大規模な社会制限に関するプカンバル市長令
(2020年第74号)

第1章 総則

第1条 (語句の定義：省略)

第2章 意図と目的

第2条

本市長令はプカンバル市における新型コロナウイルス対応での大規模な社会制限実施の指針を示すものである。

第3条

本市長令は以下を目的とする。

- a. 新型コロナウイルス感染抑制のため一定の活動及び人及び／又は物の移動の制限
- b. 新型コロナウイルスの感染拡大の予測
- c. 新型コロナウイルスによる保健衛生対策の強化
- d. 新型コロナウイルス感染の経済的，社会的及び治安上の影響の抑制

第3章 対象範囲

第4条 本市長令の対象範囲は以下を含む。

- a. 大規模な社会制限の実施
- b. 大規模な社会制限実施期間中の住民の権利，義務，基礎的な生活必需品の充足
- c. 地域コミュニティ社会のエンパワーメント及び新型コロナウイルス対策のリソース
- d. 育成及び監視
- e. 観察，評価及び報告
- f. 資金
- g. 罰則

第4章 大規模な社会制限の実施

第1部 一般規定

第5条

(1) 新型コロナウイルスの広範な感染拡大を防止するため、市長はプカンバル市において大規模な社会制限を実施する。

(2) 上記(1)の大規模な社会制限は、プカンバル市に居住する及び／又は活動する全ての者が行う自宅外活動の制限の形態で実施される。

(3) 大規模な社会制限の実施期間中、全ての者は以下の義務を負う。

- a. 衛生的で健康的な生活行動の実施
- b. 自宅外でのマスクの着用
- c. ソーシャル・ディスタンシング及びフィジカル・ディスタンシングの実施

(4) 上記(2)の大規模な社会制限の実施における自宅外活動の制限には、以下が含まれる。

- a. 学校及び／又はその他教育機関における学習
- b. 職場での就労
- c. 宗教施設での宗教活動
- d. 公共の場所又は公共施設での活動
- e. 社会的及び文化的活動
- f. 移動手段を利用した人と物の動き

(5) 上記(1)の大規模な社会制限の実施における調整、リソースの動員、活動は、法執行機関、治安当局、保健施設及び物流機関と共にプカンバル市新型コロナウイルス対応促進チームによって行われる。

(6) 上記(1)の大規模な社会制限の有効期間は、市長決定で定める。

第2部 学校及び／又はその他教育機関における学習実施制限

第6条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中、学校及び／又はその他教育機関における学習及び授業活動は一時的に停止される。

(2) 上記(1)の学校及び／又はその他教育機関における学習活動の一時停止を行うにあたり、全ての学習活動は、最も効果的な媒体で遠隔学習による個々の自宅ないし居住場所での学習に変更する。

(3) 学校の事務サービス業務は、状況に即した適当なサービス形態で在宅勤務により実施される。

(4) 大規模な社会制限の有効期間中の学習実施及び評価、学校事務サー

ビスの技術的詳細は、権限に基づき地方政府の教育担当部局が定める。

第 7 条

(1) 第 6 条 (1) の大規模な社会制限の有効期間中、一時的停止となるその他の教育機関には以下が含まれる。

- a. 高等教育機関
- b. 訓練機関
- c. 研究機関
- d. 育成機関
- e. それらと同様の機関

(2) 保健衛生サービスに関連する教育機関、訓練機関、研究機関は、上記 (1) のその他教育機関での活動の一時停止の例外とする。

(3) 上記 (1) のその他教育機関での活動の一時停止措置を実施する上で、学習活動及び事務サービスは、関係機関が定める技術規定に沿って、在宅でオンラインにより実施される。

第 8 条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中の活動の一時停止にあたり、学校及びその他教育機関の責任者は、以下の義務を負う。

- a. 学習プロセスが引き続き実施され、教育を受ける上での教育参加者の権利が満たされることを確保する。
- b. 学校及び／又はその他の教育機関とその周辺環境において新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を実施する。
- c. 学校及び／又はその他の教育機関の安全を守る。

(2) 上記 (1) b の学校及び又はその他の教育機関とその周辺環境における新型コロナウイルスの感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的実施される。

- a. 学校設備の清掃及び消毒。
- b. 教員及びその他教育要員に対する新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコルの適用。

第 3 部 職場での就労の制限

第 9 条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中、職場／事務所での就労は一時的に停止される。

(2) 上記 (1) の職場／事務所での就労の一時的停止中、職場での就労を自宅／居住地での就労に替える義務がある。

(3) 上記 (2) の職場での就労の一時停止を実施する当該職場の指導部は、

以下の義務を負う。

- a. 提供するサービス及び／又は事業活動が、限定的であるが継続して実施されるよう確保する。
- b. 従業員の生産性／パフォーマンスを維持する。
- c. 勤務時間を管理する。
- d. 勤務地周辺の安全及び環境を監督する。
- e. 法令に従い新型コロナウイルスに感染した職員を保護する。

第 10 条

(1) 以下の分類にあたる職場／事務所は、第 9 条 (1) の職場／事務所での就労の一時停止の例外とする。

- a. 治安維持に関連する以下の政府の事務所
 - 1. インドネシア国軍機関 (T N I)
 - 2. インドネシア共和国国家警察機関 (P O L R I)
 - b. 関連機関により別途調整された中央政府及びリアウ州政府の地方事務所／機関
 - c. プカンバル市長決定で定められたプカンバル市政府機関の事務所
 - d. インドネシア銀行、財務機関及び金融機関
 - e. 公共事業 (港湾、空港、渡河、物流センター、通信、石油・ガス、電力、水道及び衛生を含む)
 - f. 発電所及び送電施設
 - g. 郵便局
 - h. 消防署
 - i. 情報データセンター
 - j. 矯正施設、刑務所
 - k. 港湾／空港／陸上境界における通関
 - l. 動物、魚類、植物検疫
 - m. 税務署
 - n. 災害警報マネジメントに責任を有する団体
 - o. 動物園、保育園、野生動物保護施設、山林火災消防、植物への散水、パトロール及び必要な運輸
 - p. 孤児院／養老施設／その他の社会施設運営に責任ある団体
- 国軍／国家警察を除いて、上記事務所は最低限の職員で運営し、勤務地の手続きに従い感染拡大予防 (感染連鎖の切断) 措置を講じなければならない。
- q. 民間商業企業は以下を含む。

- 1. 食料及び生活必需品、重要物資に関連する商店
- 2. 銀行、保険、支払システム会社、及び自動預払機 (A T M) の保守を含む A T M、銀行・コールセンター・A T Mのための I T 保守
- 3. 印刷物メディア及び電子メディア

4. 通信，インターネット・サービス，放送，ITケーブル・サービス及びIT関連サービス

5. 食料品，医薬品及び医療器具を含むすべての食材・食品，必需品，重要物資

6. ガソリン・スタンド，プロパン・ガス，石油・ガス小売店

7. 発電所，送電・配電所

8. 資本市場サービス

9. オンライン・バイク便を含む配送サービス。ただし，荷物を運ぶのみで乗客は除外。

10. 倉庫及び保冷库

11. 民間警備サービス。

上記事務所は最低限の職員で運営し，勤務地の手続きに従い感染拡大予防（感染連鎖の切断）措置を講じなければならない。

r. 工業と生産活動

1. 医薬品，薬局，医療保険器具，家庭保健品，原材料・中間材など必須商品生産部門

2. 継続が必要な生産工場。ただし権限ある機関から必要な許可を得る。

3. 石油ガス，石炭，資源の生産，鉱業関連活動

4. 食料，医薬品，薬局，保健衛生品の包装材生産部門

5. 農業，園芸

6. 輸出品生産部門

7. 農産品生産部門，農園，中小零細企業。

上記事務所は最低限の職員で運営し，勤務地の手続きに従い感染拡大予防（感染連鎖の切断）措置を講じなければならない。

s. 物流及び運輸は以下を含む。

1. 食料品・食材，必需品，重要物資，輸出入品，物流・配送，中小零細企業への原材料の陸送企業

2. 貨物の渡河・空輸サービス会社

3. 宅配業

4. 保冷を含む倉庫業

上記事務所は最低限の職員で運営し，勤務地の手続きに従い感染拡大予防（感染連鎖の切断）措置を講じなければならない。

t. 外交領事業務，その他国際法が定める業務を遂行する外国公館及び／又は国際機関

u. 新型コロナウイルス対応に参画し，及び／又は関連省庁・プカンバル市政府の調整による必需品を生産する国有／地方公営企業

v. 災害及び／又は社会分野で活動する国内及び国際市民団体

（2）上記（1）の職場／事務所での就労の一時停止の例外活動を実施するにあたり，職場の指導部は，以下を実施する義務を負う。

a. 就労における接触の制限

ｂ．以下のような既往症及び／又は新型コロナウイルスに感染した場合に重大な結果を招きかねない状況にある者が職場での活動を行うことの制限。

- １．高血圧
- ２．心臓病
- ３．糖尿病
- ４．呼吸器疾患
- ５．癌
- ６．妊婦
- ７．５８歳以上

ｃ．以下を含む新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコルの職場での適用。

- １．職場を常に清潔で衛生的な状態に保ち、自己防御品を所有する。
- ２．事務所域内の全ての従業員がマスクを着用する。
- ３．健康維持活動及び新型コロナウイルス防止における緊急対応のために、最寄りの医療機関と協力する。
- ４．従業員の免疫力強化のためビタミン及び栄養補助を用意する。
- ５．職場の床、壁、建物設備を定期的に消毒する。
- ６．職場に入る従業員の体温検査を行い、職場で働く従業員の体温が正常以上でないこと、体調不良でないことを確認する。
- ７．職場にアクセスが良く十分な数の手洗い場を設けることを含め、石鹸及び／又はハンドサニタイザーでの手洗いを義務付ける。
- ８．従業員同士の距離を、１m以上確保する。
- ９．職場の目立つ場所で、新型コロナウイルス防止の情報や呼びかけを周知する。
- １０．職場の従業員の中から監視対象患者が出た場合は、以下のとおりとする。

 ａ）職場での就労を少なくとも１４歴日の間一時停止する。

 ｂ）医療職員は、警備チームの支援を受けて、避難措置及び全ての場所、設備、機材への消毒剤の散布を行う。

 ｃ）一時停止は、避難措置、消毒剤の散布、新型コロナウイルスに感染した従業員と身体的接触があった従業員の健康検査と隔離が完了するまで実施される。

（３）食べ物と飲料の提供活動について、レストラン／食堂／同種の事業の責任者は、以下の義務を負う。

- ａ．サービスは、オンライン注文及び／又は電話注文又は配送サービスによる持ち帰りのみに限定する。
- ｂ．列をつくる客同士の距離は、立っているか座っているかに関わらず、１m以上確保する。
- ｃ．規則に沿って、食品取り扱いにおける食品衛生原則を適用する。
- ｄ．準備、加工、盛り付けにおける料理への直接の接触を最小化するため、

手袋やトングなどの補助用具を用意する。

e. 基準に沿って、食べ物の加工にあたり十分な加熱を行う。

f. 職場、設備、道具、特に、食べ物と直接触れる表面の清掃を行う。

g. 客と従業員に、石鹸で手洗いでできる場所を用意する。

h. 体調不良の従業員や、正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示す従業員の就労を禁止する。

i. 食べ物に触れる従業員に、手袋、衛生頭巾、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。

(4) 上記(3)の実施の例外は市長決定により定められる。

(5) ホテル業又は同様の業種について、責任者は以下の義務を負う。

a. 自主的隔離を行いたい客に対しては、特別なサービスを提供する。

b. ルームサービスを活用し、客が客室の中でしか活動できないように制限する。

c. ホテルの敷地内で人の集まりが生じ得る活動は実施せず、そのような施設は閉鎖する。

d. 体調不良又は感染症の症状すなわち正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、喉の痛みを示す客のホテル内への立ち入りを禁止する。

e. 従業員に、マスク、手袋、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。

(6) 建設活動については、職場の指導部に、以下を義務付ける。

a. 実施中の建設活動については、作業員の活動を建設地区に限定して、実施できる。

b. 建設作業サービスの所有者及び／又は提供者は、以下の義務を負う。

1. 建設地区で新型コロナウイルス防止の実施責任者を指名する。

2. 従業員の活動及び接触を建設プロジェクト地区の中のみに限定する。

3. 建設プロジェクト地区にいる間、全ての従業員に対して、住居と生活必需品を提供する。

4. 職場に、十分な保健設備を有する保健室を用意する。

5. 従業員も来客も、正常以上の体温がある場合には、建設地区への立ち入りを禁止する。

6. 朝の啓発活動又は朝の安全対話において、新型コロナウイルス防止技術の促進、キャンペーン、呼びかけ、説明を伝達する。

7. 建設プロジェクト地区にいる間、定期的に、従業員の健康観察を実施する。

(7) プカンバル市新型コロナウイルスの対応促進チーム長は、上記(1)の就労の一時停止の例外となる職場／事務所の分類を追加することができる。

第4部 宗教施設での宗教活動の制限

第 1 1 条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中、宗教施設及び／又は特定の場所での宗教活動は一時的に停止される。

(2) 上記(1)の宗教施設及び／又は特定の場所での宗教活動の一時的停止の期間中、宗教活動はそれぞれの自宅で行われる。

(3) 上記(1)の宗教施設及び／又は特定の場所での宗教活動の一時的停止の期間中、アザーン、鐘ないしその他の時間の呼びかけの活動は、通常どおり行われる。

第 1 2 条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中、宗教施設の責任者は以下の義務を負う。

- a. 宗教活動を自宅で引き続き実施するよう、信者に教育を施す。
- b. それぞれ宗教施設で、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を行う。
- c. それぞれ宗教施設の安全を守る。

(2) 上記(1) b の新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。

- a. 宗教施設と周辺環境を清掃する。
- b. 宗教施設の床、壁、建物設備の消毒を行う。
- c. 部外者の立ち入りを禁止する。

第 5 部 公共の場所ないし公共施設での活動の制限

第 1 3 条

(1) 公共の場所ないし公共施設の管理者は、大規模な社会制限の有効期間中、住民の活動に対して、公共の場所ないし公共施設を一時的に閉鎖する義務を負う。

(2) 以下は、上記(1)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外である。

- a. スーパーマーケット、ミニマーケット、市場、商店、又は医薬品、医療器具、食料、必需品、重要物品、燃料、ガス、エネルギーの売り場
- b. 保健サービス施設又は保健サービスに従事する他の施設。病院及び関連医療機関、薬局、官民双方の生産・配送部門、輸血部門、化学材料店、医療器具、実験室、クリニック、救急車、薬剤調査研究所、動物病院は営業する。医療関係者、看護師、医療スタッフのための交通、他の病院運営サービスは営業が許可される。
- c. 旅行者、新型コロナウイルスの影響を受けた人々、緊急医療スタッフ、航空機・船舶の乗員を収容するホテル、宿泊所（ホームステイ）、休憩所、モ

ーテル

- d. 検疫施設のために使用される企業
- e. 身体衛生のための公共施設
- f. スポーツ活動など住民の基本的必要のための公共の場所ないし公共施設
- g. 自主的に行うスポーツ活動

(3) プカンバル市新型コロナウイルス対応促進チーム長は、上記(2)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外となる住民の活動分類を追加することができる。

(4) 上記(2)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外は、現行のプロトコール及び指針に留意し、準備、加工、流通、配達を含む。

第14条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中に、住民の需要を充足するサービスを行うにあたり、事業者は、以下の制約に服さねばならない。

- a. オンライン及び／又は配送サービスによる遠隔での受注を主とする。
- b. 物価を引き上げず、経済の安定と消費者の購買力を守る。
- c. 事業の場所を定期的に消毒する。
- d. 市場／店に入る従業員と客の体温検査を行い、就労している従業員に微熱や体調不良がないことを確認する。
- e. 市場／店に来る客同士の距離を1 m以上確保する制限を適用する。
- f. 全ての従業員に、安全衛生指針に合致する業務服の着用を義務付ける。
- g. 消費者及び従業員にアクセスのよい十分な数の手洗い場所を用意することを含め、石鹸及び／又はハンドサニタイザーでの手洗いを推奨する。

第15条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中、住民は、自宅近辺において、第13条(3) gの自主的なスポーツ活動を限定的に行うことができる。

(2) 上記(1)の自主的なスポーツ活動は、以下の規定に則り実施される。

- a. 自主的に行い、集団で行わない。
- b. 自宅の周辺地域にのみ限定して実施する。

第6部 社会的、文化的活動への制限

第16条

(1) 大規模な社会制限の有効期間中、人の密集と集団を生じさせる社会的、文化的活動は、一時的に停止される。

(2) 上記(1)の社会的、文化的活動には、集団や多くの人が集まる集会、会合に関連する以下の活動を含む。

- a. 示威行動や同様の政治活動

- b. 公の場所で開かれた場所でのスポーツ
- c. 映画館，インターネット・カフェ，ビリヤード，ディスコ，バー，カラオケ，マッサージ店，その他の娯楽
- d. 音楽コンサート，パレード，カーニバル，その他の公演活動
- e. セミナー，ワークショップ，講演，その他の学術活動
- f. 社会会合，フェア，祭，バザー，展示，夜店，レセプション，その他の文化活動
- g. 観光地

第 17 条

（１）以下の目的の活動は，第 16 条（１）の社会的，文化的活動の停止の例外である。

- a. 割礼
- b. 結婚
- c. 新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び／又は葬儀

（２）上記（１）a の割礼は，以下の規則に従って実施される。

- a. 保健施設で実施する。
- b. 最大 10 名の限られた関係者のみが出席する。
- c. 多数を招待しての祝会は実施しない。
- d. 参加者同士の距離を 1 m 以上確保する。

（３）上記（１）b の結婚は，以下の規則に従って実施される。

- a. 宗教事務所又は公証役場で行う。
- b. 最大 10 名の限られた関係者のみが出席する。
- c. 多数を招待しての披露宴は実施しない。
- d. 参加者同士の距離を 1 m 以上確保する。

（４）上記（１）c の新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び／又は葬儀は，以下の規則に従って実施される。

- a. 葬儀施設で実施する。
- b. 最大 10 名の限られた関係者のみが出席する。
- c. 参加者同士の距離を 1 m 以上確保する。

（５）プカンバル市新型コロナウイルス対応促進チーム長は，上記（１）の社会的，文化的活動の停止の例外となる住民の活動分類を追加することができ。

第 7 部 人と物が動くための移動手段の制限

第 18 条

（１）大規模な社会制限の有効期間中，人及び／又は物の移動活動は，以下の目的を除いて，全て一時的に停止される。

- a. 基礎的な生活必需品の充足
- b. 大規模な社会制限の有効期間中に許可されている活動
- c. 以下の移動手段
 - 1. 医療・保健・衛生のための物品のトラック輸送
 - 2. 必需品輸送
 - 3. 市場・スーパーマーケットへ配送する野菜・果物などの食料・飲料品輸送
 - 4. 現金輸送
 - 5. 石油ガス燃料輸送
 - 6. 製造組立産業の原材料のトラック配送
 - 7. 輸出入品のトラック輸送
 - 8. 宅配品（クーリエ・サービスなど）のトラック輸送
 - 9. 製造組立産業の従業員の送迎バス輸送
 - 10. 渡河船輸送
 - 11. 消火，法秩序，救急サービスのための交通
 - 12. 貨物，支援品，避難移動及び関連運営組織のための列車，空港，河川港の運行。国軍／国家警察の空港・河川港を含む。

（２）以下の移動手段については，上記（１）の人の移動活動の一時停止の例外となる。

- a. 私有車両
- b. 一般的な原動機付きの公共交通機関／バス
- c. 渡河輸送

（３）全ての移動手段は，上記（１）の物の移動活動の一時停止の例外となる。

（４）上記（２）の私有乗用車の利用者は，以下に従わなければならない。

- a. 基礎的な生活必需品を充足するため，及び／又は，大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ利用する。
- b. 使用後に車両を消毒する。
- c. 車両内でマスクを着用する。
- d. 乗員を定員の５０％以下に制限する。
- e. 正常以上の体温時ないし体調不良時は乗車しない。

（５）上記（２）の私有バイクの利用者は，以下に従わなければならない。

- a. 基礎的な生活必需品を充足するため，及び／又は，大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ利用する。
- b. 住所を一にする家族を除いて二輪車の後部に人を乗せない。
- c. 使用後に車両及び付属品を消毒する。
- d. マスクと手袋を着用する。
- d. 正常以上の体温時ないし体調不良時は乗車しない。

（６）配車アプリでのバイクによる輸送は，物の輸送のみに制限する。

（７）乗客用の原動機付き公共交通機関及び／又は物の移動手段は，以下に

従わなければならない。

- a. 乗員を輸送定員の50%以下に制限する。
- b. プカンバル市政府及び／又は関係機関の調整に合わせて運行時間を制限する。
- c. 使用する移動手段を定期的に消毒する。
- d. 移動手段に乗り込む係員と乗客の体温検査を行う。
- e. 係員と乗客に正常以上の体温ないし体調不良がないことを確認する。
- f. 乗客同士の距離を1 m以上確保する。
- g. プカンバル市に入境する車両は当局者が定めたチェックポイントの検査を受けなければならない。

(8) 渡河船輸送は、以下の規定に従い、乗客を乗せることができる。

- a. 乗客を定員の50%以下に制限する。
- b. 身体的な距離を保つ規則を適用し、船舶の運行に合わせ港湾の運営時間を適用する。

(9) プカンバル市新型コロナウイルス対応促進チーム長は、上記(2)及び(3)の人及び／又は物の移動のための移動手段の一時停止の例外となる移動手段を追加することができる。

第8部 国防治安に関連するその他の行動制限

第19条

(1) 本制限は国家主権としての国防治安、領土保全及び社会の治安・秩序を実現する活動を例外とする。

(2) 国防治安に関連するその他の活動制限は軍／警察の以下の作戦行動を例外とする。

- a. 軍作戦行動
 - 1. 戦争作戦行動及び戦争以外の軍作戦行動
 - 2. プカンバル市レベルで新型コロナウイルス対応促進チームを支援する国軍による作戦行動
 - 3. 法令に従った国家緊急事態に対処する国軍の作戦行動
- b. 国家警察作戦行動
 - 1. 中央及び地方警察作戦行動
 - 2. プカンバル市レベルで新型コロナウイルス対応促進チームを支援する警察官による警察の行動
 - 3. 社会の治安・秩序保持の警察の通常行動

(3) 上記(1)及び(2)の制限の例外は人の密集の制限に留意し、保健衛生手続及び法令を指針として行われる。

第5章 大規模な社会制限実施期間中の住民の権利と義務 並びに基礎的な生活必需品の充足

第1部 権利と義務

第20条

(1) 大規模な社会制限実施期間中、プカンバル市の全ての住民は、以下について等しい権利を有する。

- a. プカンバル市政府から処遇とサービスを受ける。
- b. 医療需要に沿った基礎的医療サービスを受ける。
- c. 新型コロナウイルスに関する公開されたデータと情報を得る。
- d. 新型コロナウイルスに関する苦情の訴えを容易に行うことができる。
- e. 新型コロナウイルス及び／又は同疑い患者の遺体の処理及び埋葬。

(2) 上記(1)の権利の充足の実施は、新型コロナウイルス対応促進チーム長が定める事務指針に従う。

第21条

(1) 大規模な社会制限実施期間中は、プカンバル市の全ての住民は以下の義務を負う。

- a. 大規模な社会制限実施における全ての規則を遵守する。
- b. 大規模な社会制限に参加する。
- c. 清潔で健康的に生活する。

(2) 新型コロナウイルスの対応に際し、全ての住民は以下の義務を負う。

- a. 係官による新型コロナウイルスの疫学的調査（コンタクト・トレーシング）の対象に指定された場合、検体検査を受ける。
- b. 医療従事者の勧告に従い、自宅及び／又はシェルターでの自己隔離もしくは医療機関での治療を行う。
- c. 自身及び／又は家族が新型コロナウイルスに感染した場合には医療従事者に報告する。

(3) 上記(2)の義務の実施は、プカンバル市新型コロナウイルス対応促進チーム長が定める事務指針に従う必要がある。

第2部 大規模な社会制限実施中の住民の基礎的な生活必需品の充足

第22条

(1) プカンバル市政府は、大規模な社会制限実施中に基礎的な生活必需品の充足に影響が出る貧しい脆弱な住民に対して社会支援を提供する。

(2) 上記(1)の社会支援は、生活必需品及び／又はその他の直接支援の形で、法律の定めた配給方法により提供される。

(3) 上記(2)の社会支援の受益者は市長決定で決定される。

第23条

(1) プカンバル市政府は、大規模な社会制限実施の影響を受ける事業者にインセンティブを提供できる。

(2) 上記(1)のインセンティブは、以下の形態である。

- a. 事業者に対する税金及び地方利用税の軽減
- b. 大規模な社会制限の実施による影響を受けた従業員への社会支援の供与、及び／又は法令の規則に沿ったその他の支援

(3) 上記(2)のインセンティブの提供は、法令の定めに従い、また地方の能力を考慮して実施される。

第6章 地域コミュニティ社会へのエンパワーメント 及び新型コロナウイルス対応のためのリソース

第1部 地域コミュニティ社会へのエンパワーメント

第24条

(1) 村落レベルでの有効な大規模な社会制限実施のため、プカンバル市は新型コロナウイルス警戒地域コミュニティ支援チームとともに地域コミュニティ社会へのエンパワーメントの役割を強化する。

(2) 新型コロナウイルス警戒地域コミュニティ支援チームは、村落、社会治安秩序育成下士官、村落育成団、地元警察署長、地元軍地区司令官と段階的に調整して任務遂行する。

(3) 新型コロナウイルス警戒地域コミュニティ支援チームは、大規模な社会制限実施を成功させ、同制限実施に対するモニター及び報告を行い、プカンバル市政府を支援する任務を有する。

(4) 新型コロナウイルス警戒地域コミュニティ支援チームは、村長・郡長を通じプカンバル市新型コロナウイルス対応促進チーム長に責任を有する。

第2部 新型コロナウイルス対応のためのリソース

第25条

(1) プカンバル市における大規模な社会制限の実施において、県又は市の地方政府は、リソースの需要及び供給に関する情報データベースを整備する。

(2) 上記(1)のリソースの準備及び供給に関する情報システムの使用と手続きは、プカンバル市新型コロナウイルス対応促進チーム長が定める。

第 26 条

(1) プカンバル市政府は、法令の規則に沿って、大規模な社会制限の実施において関係者と協力する。

(2) 上記(1)の制度的協力は、以下の形態で行われる。

- a. 人的資源の支援
- b. 社会インフラ
- c. データと情報
- d. 物流支援
- e. サービス及び／又はその他の支援

(3) 上記(2)の人的資源の支援は以下の組織との協力で行われる。

- a. 国軍／国家警察
- b. 民間保険サービス施設
- c. 実業界
- d. 社会団体
- e. 職業組織・協会
- f. 隣組

第 7 章 育成及び監視

第 27 条

(1) 大規模な社会制限実施に対する育成及び監視は権限に従い新型コロナウイルス対応促進チーム及び市長が行う。

(2) 上記(1)の育成及び監視は、新型コロナウイルス対応促進チーム及び関連する専門家の他の象徴／団体を関与させることができる。

(3) 上記(1)の育成及び監視は以下を通じて行われる。

- a. 提唱と周知
- b. 技術的支援
- c. 観察と評価

(4) 監視は法令に従い法の執行機関が行う。

第 8 章 観察、評価及び報告

第 28 条

(1) 大規模な社会制限実施に対する観察と評価は、新型コロナウイルスの感染拡大の連鎖を食い止めることにおける大規模な社会制限の実施の成果を評価するために行われる。

(2) 上記(1)の観察と評価は、各地域レベルの新型コロナウイルス即応タスクフォースが、それぞれの権能及び責任に従って、現場での観察及び調

査を通じて実施する。

（３）上記（１）の大規模な社会制限実施の成果に対する評価は、以下の基準に基づく。

- a．市長令に基づく大規模な社会制限の実施
- b．症例数
- c．症例の拡大範囲

第 29 条

（１）大規模な社会制限実施において、社会、隣組組織は、大規模な社会制限実施の監視に積極的に参加する。

（２）上記（１）の大規模な社会制限実施の監視は、プカンバル市政府が有する市民の苦情処理対応のチャンネル即ち緊急電話 1 1 2 を通じて報告される。

（３）上記（２）の報告の結果は、地域レベルの新型コロナウイルス対応促進チームがその権限と責任においてフォローアップする。

第 9 章 資金

第 30 条

プカンバル市における新型コロナウイルス対応での大規模な社会制限実施で発生するすべての費用は、地方予算、国家予算及び正当で縛られない他の資金で賄われる。

第 10 章 罰則

第 31 条

大規模な社会制限の実施に対する違反には、条例及び他の法令の定めに従い罰則が科される。

第 11 章 終章

第 32 条

本市長令は、制定の日から施行する。

2020年4月15日
プカンバル市長 フィルダウス